

米国で相次ぐ生成 AI に対する著作権侵害訴訟の行方

過去の代表的フェアユース判決を手掛かりとして

氏名：城所岩生、Iwao KIDOKORO

Keywords：生成 AI、著作権侵害、フェアユース、変容的利用、Google

1 目的

本研究は生成 AI の誕生以来、米国では著作権侵害訴訟が相次いでいるので、判決はまだ出ていないが、過去の代表的フェアユース関連判決を手掛かりにその行方を検討することを目的とする。

2 方法

判決文、訴状、判例解説などの文献調査による。

3 結果

3.1 これまでの代表的なフェアユース判決として以下の判決を調査・分析した。

① *Campbell v. Rose Aduff* (1994 年、最高裁)：商用利用であっても原作品を別の目的で利用する変容的利用はフェアユースであるとしてパロディを合法化した。

② *Authors Guild v. Google* (2015 年、第 2 控訴裁判所)：Google が図書館の書籍をデータベース化して提供した書籍検索サービスは変容的利用であるとした。

③ *Google v. Oracle* (2022 年、最高裁)：Google のスマホ向け基本ソフト (アンドロイド) 開発のための Oracle の宣言コードの一部 (全体の 0.4%) 複製は変容的利用であるとした。

③は直近のノベーション関連の最高裁判決だが、スマホ向け基本ソフトの開発という別の目的のためにほんの一部を複製しただけなので、変容的利用が認められた。生成 AI に参考になりそうな②で Google は、検索データベース作成のため書籍全文を複製したが、書籍検索サービス提供という別の目的のため、検索結果も一部しか見れないように工夫したので、変容的利用が認められた。

3.2 十指に余る生成 AI に対する著作権侵害訴訟の代表例として以下の事件を調査・分析した。

④ *Thompson Reuters v. Ross Intelligence* (2023 年、デラウェア連邦地裁)：結論は陪審の事実審理に委ねたが、言語パターンを分析するための機械学習であれば変容的利用にあたるとした。

⑤ *New York Times v. Open AI* (2023 年、ニューヨーク南連邦地裁)：後記 4 参照。

4 結論

フェアユースの判定は具体的事実に依拠する部分が多いので、一概にはいえないが、④の事実審理で言語パターンを分析するための機械学習であるとして変容的利用が認められれば、フェアユースの抗弁が成立する。ただし、フェアユース判定の 4 要素の一つ、「原作品の市場の与える影響」を考慮する際、生成 AI が原作品の市場を奪うようなケースでは変容的利用は認められにくい。たとえば、⑤で *New York Times* が主張している有料で提供している記事と似たような回答が出てくるケースである。Open AI はプロンプトを何回も試行錯誤して恣意的に出した回答だと反論しているが、*New York Times* の主張どおりだとすると、②のような変容的利用も認められにくいので、フェアユースの抗弁が成立する可能性は低くなる。

【主要参考文献】

城所岩生『フェアユースは経済を救う』インプレス R&D、2016 年、松田政行、増田雅史『Google Books 裁判資料の分析とその評価』商事法務、2016 年、城所岩生『国破れて著作権あり～誰が Winny と日本の未来を葬ったのか』みらいパブリッシング(全国学校図書館協議会選定図書)、2023 年